

## 意見①対応分

### 2-3 土地利用転換表

単位：ha

転換源		転換先						
		農用地	森林	水面・河川・水路	道路	宅地	その他	
令和4年	農用地	2,134	2,102			5	27	
	森林	5,121		5,098			23.0	
	水面・河川・水路	375			375			
	道路	907				907		
	宅地	1,761					1,761	
	その他	1,696				5.5	27.0	1,663.5
令和17年 目標値			2,102	5,098	375	917.5	1,838	1,663.5

### 3 第3次宗像市国土利用計画の位置づけ

第3次宗像市国土利用計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づく市町村計画として、「全国の区域について定める国土の利用に関する計画（全国計画）」及び「都道府県の区域について定める国土の利用に関する計画（都道府県計画）」を基本とし、本市の最上位計画となる宗像市総合計画に即しつつ、将来像を見据え、本市の市土の利用に関する基本的事項を定めるものであり、土地の利用に関する指針となるものである。

本計画は、都市計画マスタープラン等の土地利用に関連する部門別計画の上位計画に位置づけられるものであり、宗像市の均衡ある発展を見据えた適正な土地利用を推進するため、農用地、森林、宅地等の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標やその目標を達成するために必要な措置を定めている。

赤枠内を新規に付記

意見②対応分

【利用区分ごとの規模の現況及び目標】

※単位：h a

	基準年	目標年	増減	構成比	
	令和4年度	令和17年度	令和17年度－ 令和4年度	令和4年度	令和17年度
<b>農用地</b>	2,134.0	2,102.0	△ 32.0	17.8%	17.5%
田	1,550.0	1,526.8	△ 23.2	12.9%	12.7%
畑	464.0	455.2	△ 8.8	3.9%	3.8%
採草牧草地	120.0	120.0	0.0	1.0%	1.0%
<b>森林</b>	5,121.0	5,098.0	△ 23.0	42.7%	42.5%
国有林	330.0	330.0	0.0	2.8%	2.8%
民有林	4,791.0	4,768.0	△ 23.0	39.9%	39.8%
<b>水面・河川・水路</b>	375.0	375.0	0.0	3.1%	3.1%
水面	172.0	172.0	0.0	1.4%	1.4%
河川	107.0	107.0	0.0	0.9%	0.9%
水路	96.0	96.0	0.0	0.8%	0.8%
<b>道路</b>	907.0	917.5	10.5	7.6%	7.6%
一般道路	835.0	845.5	10.5	7.0%	7.0%
農道	44.0	44.0	0.0	0.4%	0.4%
林道	28.0	28.0	0.0	0.2%	0.2%
<b>宅地</b>	1,761.0	1,838.0	77.0	14.7%	15.3%
住宅地	1,204.0	1,232.9	28.9	10.0%	10.3%
工業用地	11.0	37.6	26.6	0.1%	0.3%
その他の宅地	546.0	567.5	21.5	4.6%	4.7%
その他	1,696.0	1,663.5	△ 32.5	14.1%	13.9%
合計	11,994.0	11,994.0	0.0	100.0%	100.0%

上表利用区分の補足説明 ※国土交通省による国土の利用区分の定義参照

- ・水面：湖沼（人造湖及び天然湖沼）及びため池の満水時の水面
- ・河川：一級河川、二級河川、準用河川における河川区域
- ・水路：農業用排水路
- ・その他の宅地：住宅地及び工業用地に該当しない土地（商業・業務地など）
- ・その他：農用地、森林、水面・河川・水路、道路、宅地のいずれにも該当しない土地（公共公益施設用地、公園緑地、遊休農地など）

※第2次宗像市国土利用計画の目標数値とは、算出方法や出典データが異なるため比較はできない

## 意見②対応分

### 2 地域別の概要

地域別の概要については、土地利用の現況及び自然的、社会的、経済的条件を勘案し、陸地部と離島部（大島、地島）に区分して利用目的に応じた規模について整理する。

#### （1）農用地

陸地部では、農振農用地のうち農業基盤整備を実施した優良農地を中心として、基本的には維持・保全に努め、荒廃農地の発生抑制や解消を図るとともに、新たな居住者の受け皿となる居住地を整備する際には、既存ストックを活用する観点などを鑑み、これまでの傾向と比べて減少率の鈍化を見込む。

離島部では、宅地などへの転換圧力が低いと想定されるため、現状並みで推移する。

#### （2）森林

陸地部では、工業用地として一定規模の新規用地を確保する観点などから減少する。

離島部では、開発圧力が低く、緑の保全を図る観点から、現状のまま推移する。

#### （3）水面・河川・水路

陸地部・離島部ともに、現状のまま推移する。

#### （4）道路

陸地部では、都市計画道路の整備や住宅地の開発に伴う道路整備などにより増加する。

離島部では、宅地などへの転換圧力が低いと想定されるため、現状並みで推移する。

#### （5）宅地

陸地部では、住宅整備や周辺環境及び災害リスクの状況を鑑み適正な土地利用を推進する観点から住宅地が増加する。また、工業用地については、国道3号沿いなどにおいて、一定規模の新規用地を確保する観点から増加する。商業用地などのその他の宅地については、赤間駅周辺の拠点機能の強化に資する整備、宅地の開発需要が高まる地域や既存住宅団地の再生とあわせて都市機能の誘導を図る観点、及び道の駅むなかたを拠点とした北部沿道商業地等の活性化を図る観点から増加する。

離島部では、宅地や工業用地、商業用地への転換圧力が低いと想定されるため、現状並みで推移する。

赤字部分を追記

#### （6）その他

陸地部では、工業用地として一定規模の新規用地を確保する観点などから、主に遊休農地や低未利用地等が減少する。離島部では、開発圧力が低いと考えられるため、現状並みで推移する。

## 意見②対応分

### 2 目標値の設定方法など

#### 2-1 市土の土地利用区分及び定義

土地利用区分については、「福岡県土地利用動向調査」に基づき、下表の国土交通省における「土地利用現況把握調査」の利用区分を用いるものとする。

利用区分		定義
農用地		耕地の目的に供される土地
森林		国有林と民有林の合計
原野等（宗像市に対象地なし）		森林以外の草生地と採草放牧地の合計
水面・河川・水路	水面	湖沼（人造湖及び天然湖沼）並びにため池の満水時の水面
	河川	一級河川、二級河川、準用河川における河川区域
	水路	農業用排水路
道路		一般道路、農道及び林道の合計
宅地	住宅地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地
	工業用地	従業員4人以上の事業所の敷地
	その他の宅地	「宅地」から「住宅地」と「工業用地」を除いた土地
その他		上記のいずれにも該当しない土地

#### 2-2 土地利用区分別の目標面積の算定方法（本編 P18）

福岡県土地利用動向調査（平成30年から令和4年）の面積推移に基づくトレンド推計や新たな工業用地の確保などによる転用を基本としつつ、人口や土地利用動向を考慮した推計が必要な土地利用区分については、以下の考え方にに基づき算出する。

##### (1) 「農用地」に関する考え方

「農用地」については、平成30年から令和4年の面積推移に基づくトレンド推計によると、令和17年の農用地面積は2,044haとなるが、近年の農地転用の状況や将来的な人口動向を鑑み、以下のとおり目標値を設定する。

## 意見②対応分

基準年 令和4年度 (2022年度)	目標年(趨勢) 令和17年度 (2035年度)	補正等の考え方	目標年 令和17年度 (2035年度)
2,134ha	2,044ha	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆減少が鈍化する令和2年から令和4年の変化率に基づき推計</li> <li>◆国土利用計画(全国計画)の農用地面積の変化率を計上：趨勢数値に対し1.06を計上</li> </ul>	2,102ha

### ①「田」に関する考え方

農用地を構成する地目である「田」については、基準年である令和4年の農用地面積の構成比を基に算出している。

### ②「畑」に関する考え方

農用地を構成する地目である「畑」については、基準年である令和4年の農用地面積の構成比を基に算出している。

### ③「採草牧草地」に関する考え方

農用地を構成する地目である「採草牧草地」については、採草牧草地については、過年度の推移を踏まえ面積に変更がないものとする。

赤枠内を新規に追記

## 意見②対応分

### (2) 「宅地」に関する考え方

「宅地」については、土地利用の区分のなかでも変動する要素が最も大きいことから、構成する地目（住宅地、工業用地、その他の宅地）ごとに分析・推計し、目標面積を設定する。

#### ① 「住宅地」に関する考え方

「住宅地」については、平成 30 年から令和 4 年の面積推移に基づくトレンド推計によると、令和 17 年の住宅地面積は 1,245ha となるが、近年の住宅地の整備状況や既存ストックを活用する観点、さらには将来的な人口動向を鑑み、以下のとおり目標値を設定する。

基準年 令和 4 年度 (2022 年度)	目標年 (趨勢) 令和 17 年度 (2035 年度)	補正等の考え方	目標年 令和 17 年度 (2035 年度)
1,204ha	1,245ha	<p>◆趨勢の推計に今後の人口動向を加味し算出</p> <p>①平成 30 年から令和 4 年の住宅地の面積を住民基本台帳による市内総人口で除し、千人当たりの住宅地面積を算出</p> <p>②上記 5 カ年の推移より変化率の平均値を算出し、トレンド推計により令和 17 年の千人当たりの住宅地面積を算出</p> <p>▶令和 17 年：12.71ha/千人</p> <p>③上記の千人当たりの住宅地面積に令和 17 年の目標人口 97,000 人を乗じて住宅地の面積を算出</p> <p>▶<math>12.71 \times 97,000 / 1,000 = 1,232.9ha</math></p>	1,232.9ha

赤枠内を新規に追記

## 意見②対応分

### ②「工業用地」に関する考え方

「工業用地」については、平成 30 年から令和 4 年の面積推移に基づくトレンド推計によると、令和 17 年の工業用地面積は 8.9ha となるが、将来的な人口動向を鑑みるとともに、新たな土地利用を推進する観点から、以下のとおり目標値を設定する。

基準年 令和 4 年度 (2022 年度)	目標年 (趨勢) 令和 17 年度 (2035 年度)	補正等の考え方	目標年 令和 17 年度 (2035 年度)
11ha	8.9ha	<p>◆趨勢の推計に今後の人口動向を加味し算出</p> <p>①平成 30 年から令和 4 年の工業用地の面積を住民基本台帳による市内総人口で除し、千人当たりの工業用地面積を算出</p> <p>②上記 5 カ年の推移より変化率の平均値を算出し、トレンド推計により令和 17 年の千人当たりの工業用地面積を算出 ▶令和 17 年：0.089ha/千人</p> <p>③上記の千人当たりの工業用地面積に令和 17 年の目標人口 97,000 人を乗じて工業用地の面積を算出 ▶<math>0.089 \times 97,000 / 1,000 = 8.6\text{ha}</math></p> <p>④上記 8.6ha に国道 3 号沿線等の市の活力向上に資する新たな産業基盤等の創出を見込む 29ha を加え工業用地面積を算出 ▶<math>8.6 + 29 = 37.6\text{ha}</math></p>	37.6ha

赤枠内を新規に追記

## 意見②対応分

### ③「その他の住宅」に関する考え方

「その他の住宅」については、平成 30 年から令和 4 年の面積推移に基づくトレンド推計によると、令和 17 年のその他の宅地面積は 551ha となるが、将来的な人口動向を鑑みるとともに、住宅地の整備に伴う都市機能の誘導、さらには新たな土地利用を推進する観点から、以下のとおり目標値を設定する。

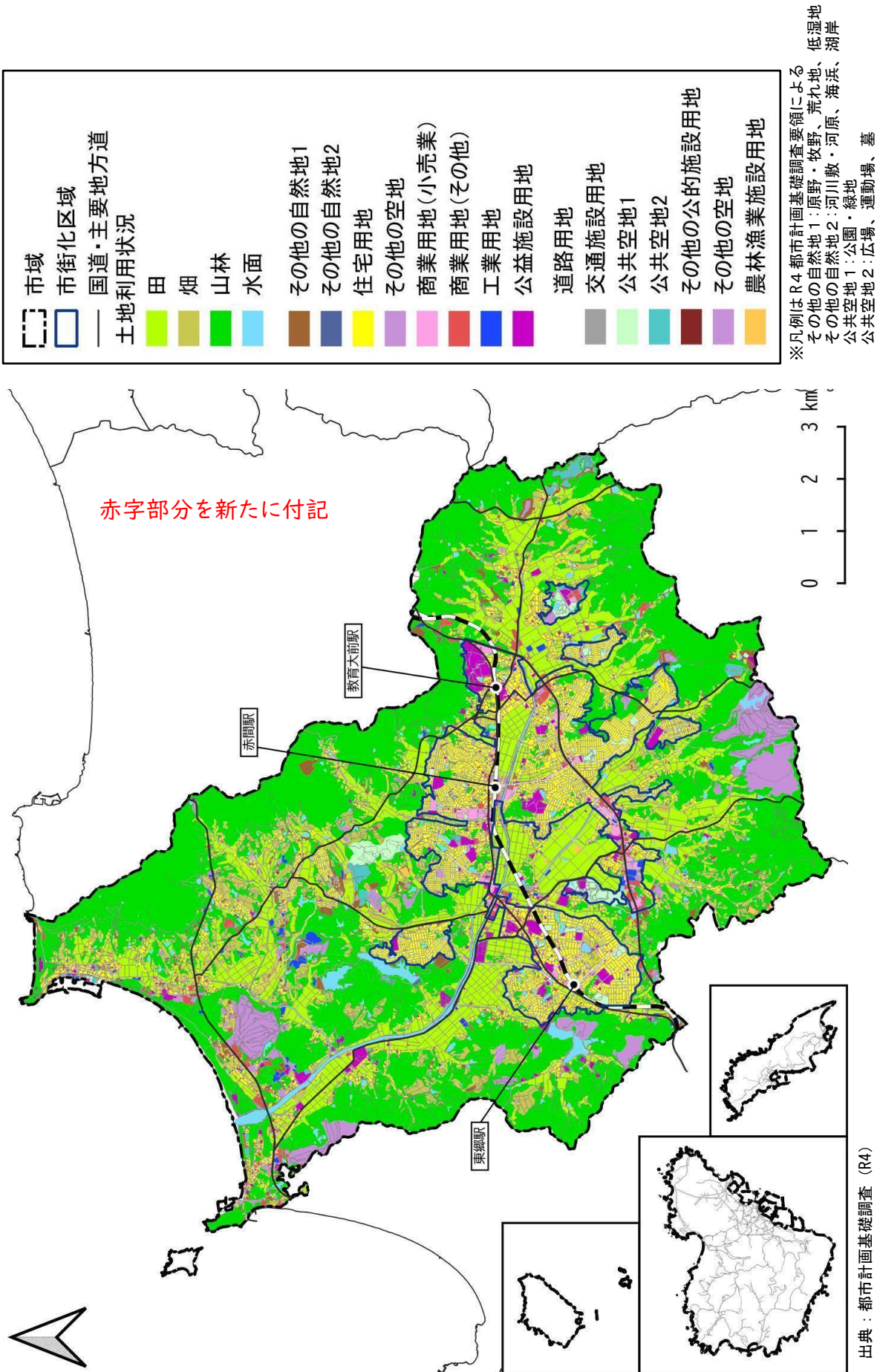
基準年 令和 4 年度 (2022 年度)	目標年 (趨勢) 令和 17 年度 (2035 年度)	補正等の考え方	目標年 令和 17 年度 (2035 年度)
546ha	551ha	<p>◆趨勢の推計に今後の人口動向を加味し算出</p> <p>①平成 30 年から令和 4 年のその他の宅地面積を住民基本台帳による市内総人口で除し、千人当たりのその他の宅地面積を算出</p> <p>②上記 5 カ年の推移より変化率の平均値を算出し、トレンド推計により令和 17 年の千人当たりのその他の住宅地面積を算出 ▶令和 17 年：5.69ha/千人</p> <p>③上記の千人当たりの住宅地面積に令和 17 年の目標人口 97,000 人を乗じてその他の宅地の面積を算出 ▶<math>5.69 \times 97,000 / 1,000 = 551.9\text{ha}</math></p> <p>④上記 552ha に、周辺環境等に配慮し新たに有効利用を図る土地 15.6ha を加えその他の宅地面積を算出 ▶<math>551.9 + 15.6 = 567.5\text{ha}</math></p>	567.5ha

赤枠内を新規に追記

意見④対応分

参考1 宗像市土地利用現況図

※本図は現況(令和4年)の土地利用の状況を表した図面です。



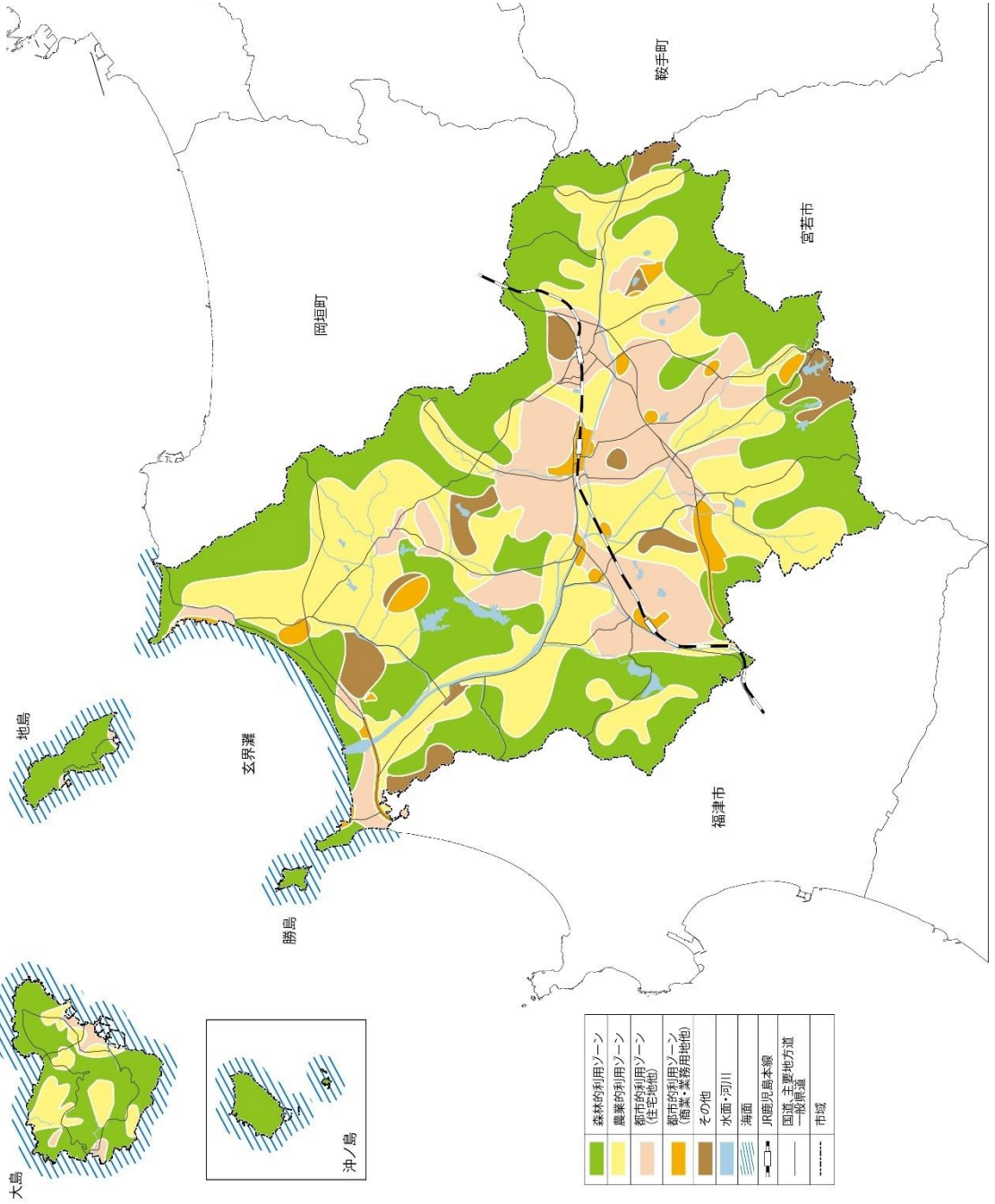
※凡例はR4都市計画基礎調査要領による  
 その他の自然地1：原野・牧野・荒れ地、  
 その他の自然地2：河川敷・河原、海浜、  
 公共空地1：公園・緑地  
 公共空地2：広場、運動場、墓  
 低湿地、湖岸

出典：都市計画基礎調査(R4)  
 ※都市計画基礎調査は都市計画区域を対象としているため、都市計画区域外についてはデータなし

意見④対応分

※本図はP14「4 利用区分別の市土利用の基本方向」に基づく土地利用の構想を表した図面です。  
 本図はあくまで構想を概念化した図であり、特定の地区や用途地域等の境界を表すものではありません。

参考2 宗像市土地利用構想図



### (3)交流・連携軸

各拠点や各中心、特化施設地区などを結ぶ路線で、将来にわたり一定以上のサービス水準を確保する必要性の高い路線を交流・連携軸として設定します。

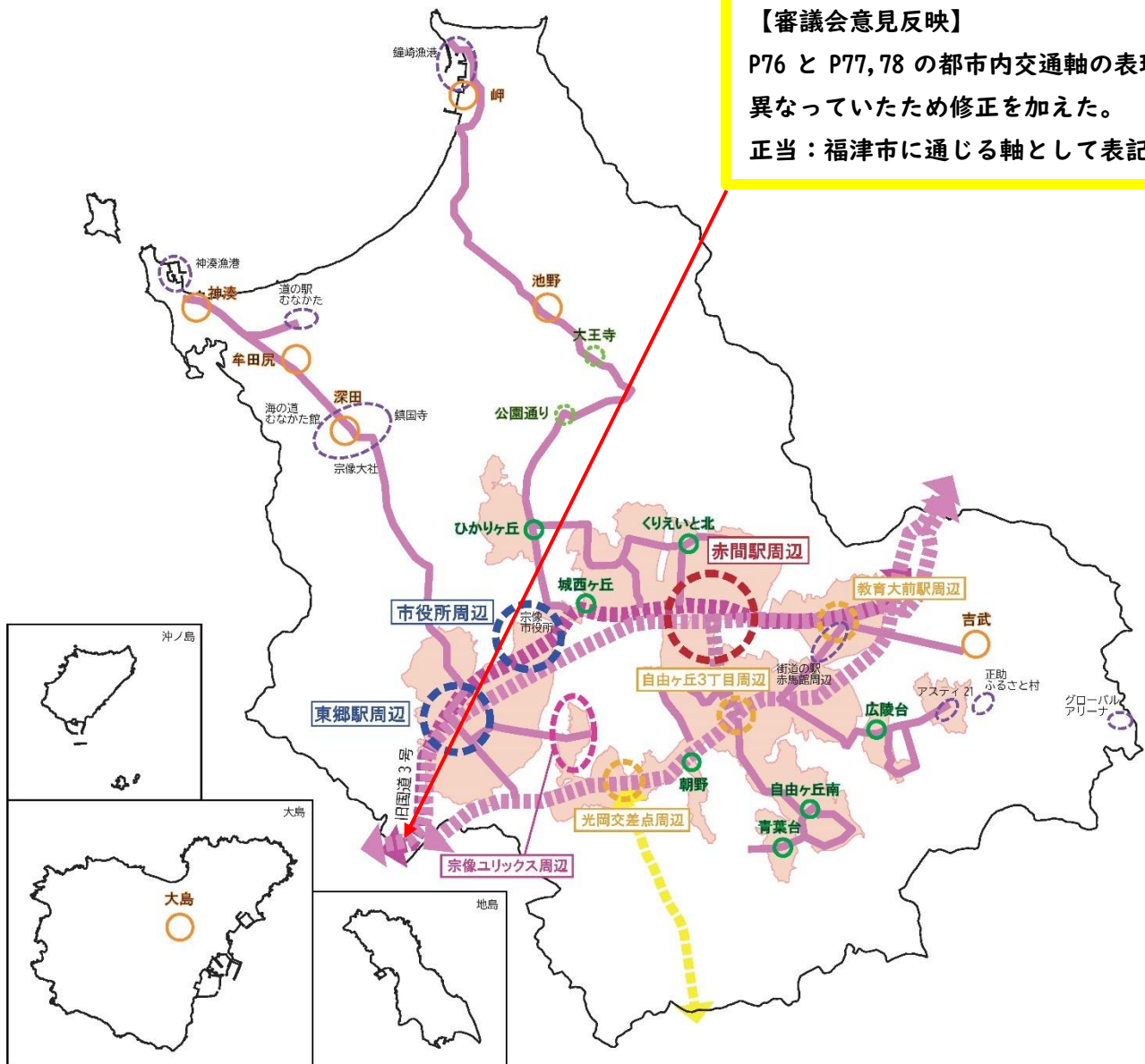
(広域交通) 東西交流軸	鉄道	JR 鹿児島本線は、本市と福岡・北九州都市圏とを結ぶ都市間交通軸であり、JR 駅は中心拠点や地域拠点の交通結節機能として重要な役割を担っているため、東西交流軸(広域交通)として設定します。
	道路	国道3号は、JR 鹿児島本線と同様に都市間交通軸であり、バス交通においては赤間駅周辺と西鉄天神駅周辺を結びつける交通軸であるため、広域交流軸として設定します。
都市内交流軸		旧国道3号は、市内の各駅や中心拠点/拠点を繋ぐ交通軸であり、バス交通においては、赤間駅周辺と西鉄天神駅周辺を結びつける交通軸であるため、広域交流軸として設定します。
市内連携軸	各拠点を結ぶ路線	中心拠点/拠点にある多様な都市機能(商業・業務、医療・福祉機能など)の中には、市全域から利用されているものもあるため、地域/生活拠点(地域/生活中心)から公共交通を使って利用できるように、中心拠点/拠点と地域/生活拠点(地域/生活中心)を結ぶ路線を設定します。
	各拠点と特化施設地区を結ぶ路線	文化・福祉機能(宗像ユリックス総合公園周辺)、学術研究機能(アスティ21)、観光機能(道の駅むなかた周辺)などの主要施設への公共交通アクセスは、バスが主要な交通手段となるため、いずれかの拠点(中心拠点/拠点、地域/生活拠点、地域/生活中心)と特化施設地区を結ぶ路線を設定します。
	都市間交通を担う路線	住民の交流や都市機能の相互利用など、公共交通による都市間の連携を促進するため、本市と他市町と結ぶ路線を設定します。

【交流・連携軸】

【審議会意見反映】

P76 と P77, 78 の都市内交通軸の表現が異なっていたため修正を加えた。

正当：福津市に通じる軸として表記

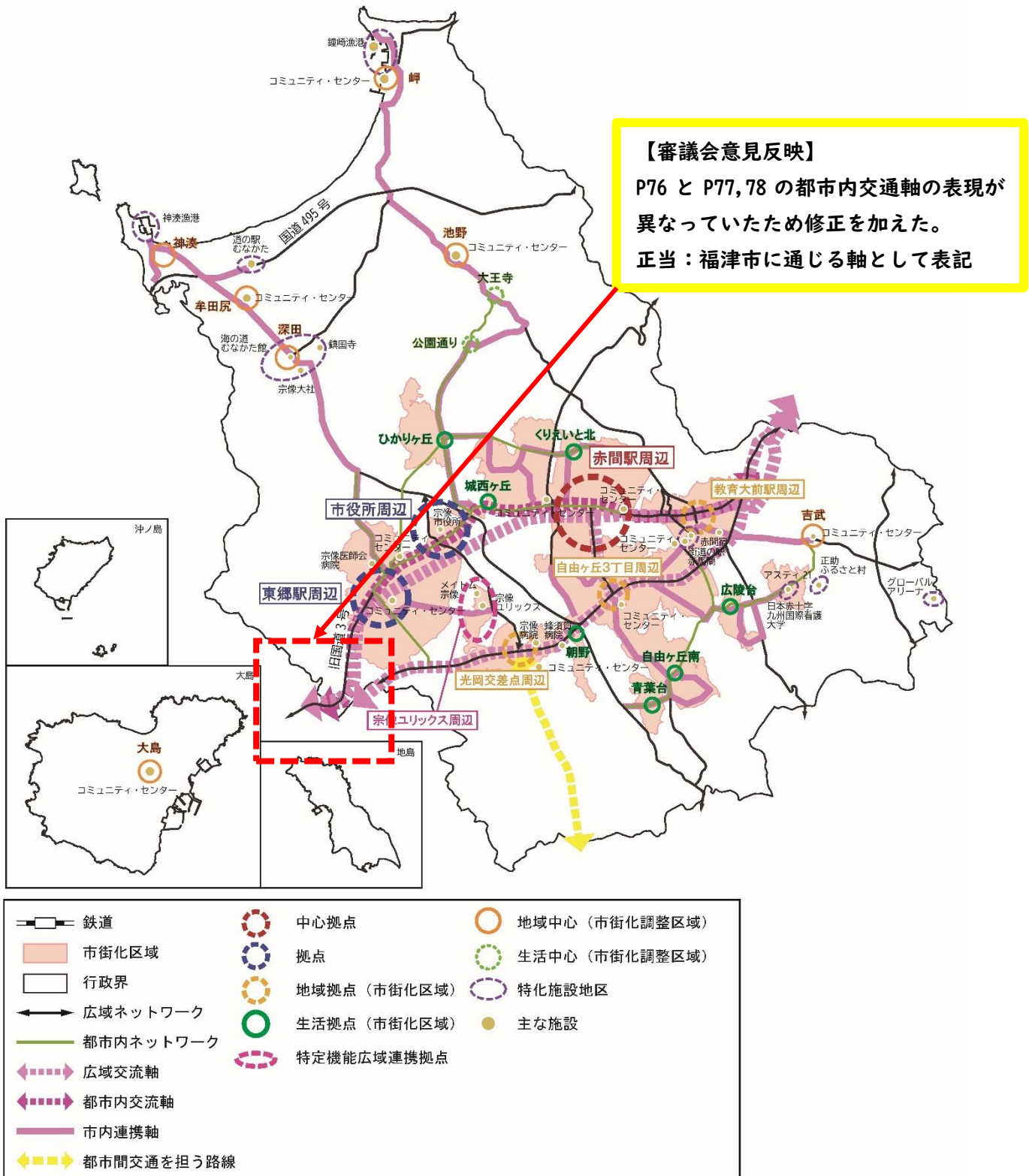


鉄道	中心拠点	地域中心（市街化調整区域）
市街化区域	拠点	生活中心（市街化調整区域）
行政界	地域拠点（市街化区域）	特化施設地区
広域交流軸	生活拠点（市街化区域）	特定機能広域連携拠点
都市内交流軸	各拠点等を結ぶ路線	
各拠点等を結ぶ路線	都市間交通を担う路線	

### (4)交通軸の設定

立地適正化計画における交通軸は、各拠点や各中心、特化施設地区を結び、誰でも必要な機能にアクセスできる環境を整えるため、既存の道路網を効率的に活用し、公共交通、徒歩、自転車などを中心とするネットワークを形成するように設定します。

#### 【交通軸の設定】

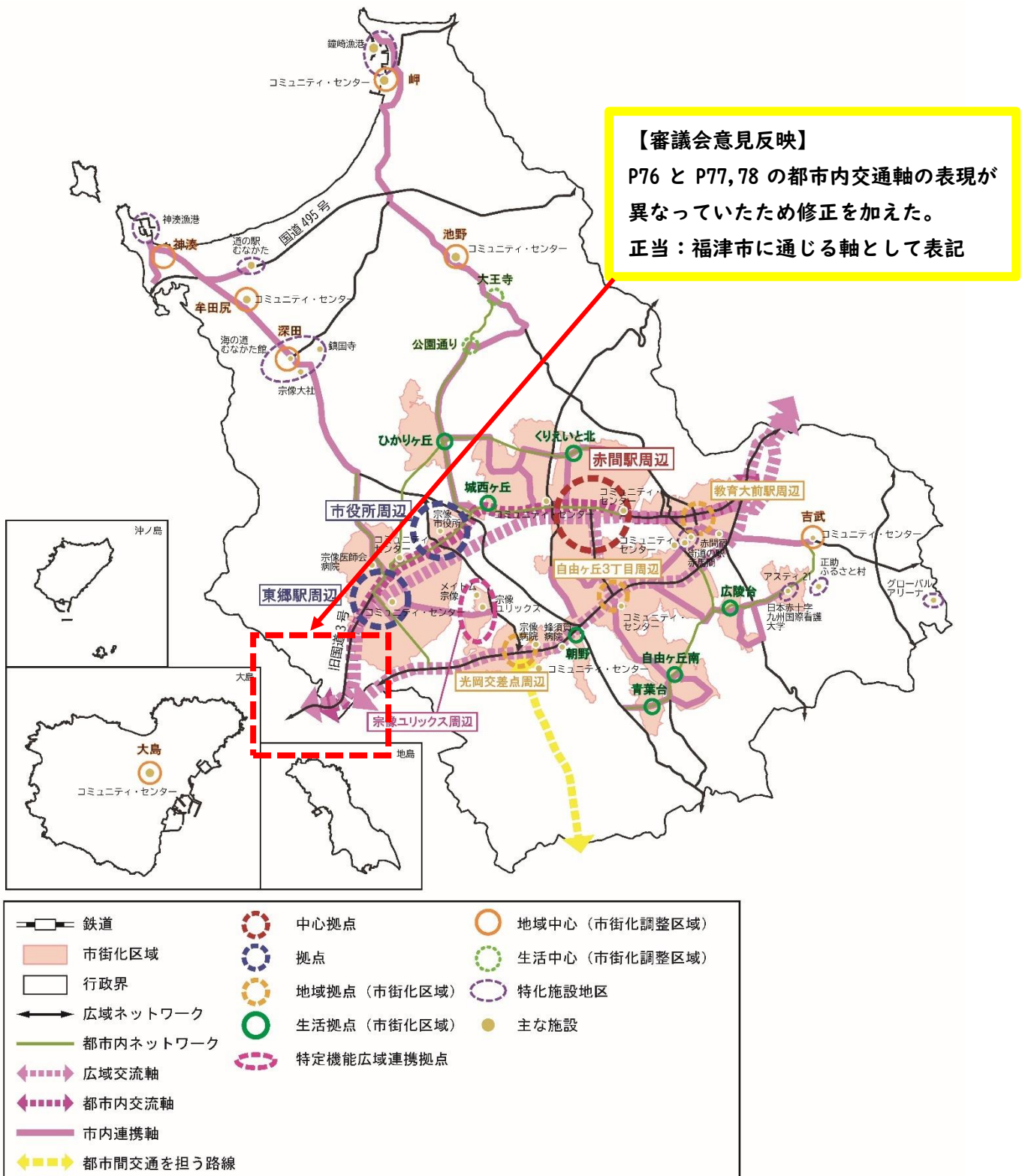


## 6. 都市の骨格構造

都市の骨格構造は、市街化区域において設定した中心拠点/拠点、地域/生活拠点と、市街化調整区域において設定した、地域/生活中心を公共交通軸により結びつけ、連携を図る多極連携型とします。

また、各拠点を中心に都市機能を誘導し、その周辺や公共交通軸沿いに居住を誘導することで集約型都市構造の形成を図り、持続可能なまちづくりを進めていきます。

### 【都市の骨格構造】



## (2)居住に関する施策指標

- ① 国立社会保障・人口問題研究所の最新の人口推計によると、現行計画策定時の推計値より人口の減少幅が緩やかになることが予測されており、同様の算定方法で次期計画の目標値を算出すると、現行計画の目標値を大幅に上回ることになります。そのため、次期計画の目標値は、第3次宗像市国土利用計画・都市計画マスタープランと整合性を図るため、現状値を維持することを目指します。

目標指標	現状値 (R2 年度)	推計値 (R17 年度) (現状のまま推移)	次期計画の目標値 (R17 年度)
居住誘導区域の人口	74,345 人	72,694 人	74,345 人
居住誘導区域の人口密度	50.4 人/ha	49.3 人/ha	50.4 人/ha

市街化区域面積	居住誘導区域面積	市街化区域に対する 居住誘導区域の面積割合
1,876ha	1,474ha	78.6%

### 【参考】現行計画の目標値

本市では、当初計画策定時直近3年間(平成 24 年～平成 26 年)で合計 434 人が中古住宅購入&リフォーム補助制度を利用し転居をしています。(平均すると1年間で約 140 人が転居)

そのため、この中古住宅購入&リフォーム補助制度を利用することで、毎年 140 人程度の居住者が居住誘導区域内へ転居することが可能であると予測できます。

目標指標	基準値 (H22 年度)	現状値 (R2 年度)	推計値 (R17 年度) (現状のまま推移)	現行計画の 目標値 (R17年度)
居住誘導区域の人口	75,049 人	75,195 人	69,983 人	72,783 人
居住誘導区域の人口密度	51.8 人/ha	51.9 人/ha	48.3 人/ha	50.3 人/ha

誘導人口目標 (20 年間での誘導人口)	誘導人口目標 (1 年あたり)
+2,800 人	140 人/年

市街化区域面積	居住誘導区域面積	市街化区域に対する 居住誘導区域の面積割合
1,876ha	1,448ha	77.2%

※現行計画：平成 30 年 4 月策定      次期計画：令和 7 年 4 月改定  
 ※現状値については、国勢調査の数値を使用しているため、直近の令和 2 年度となる

### 【審議会意見反映】

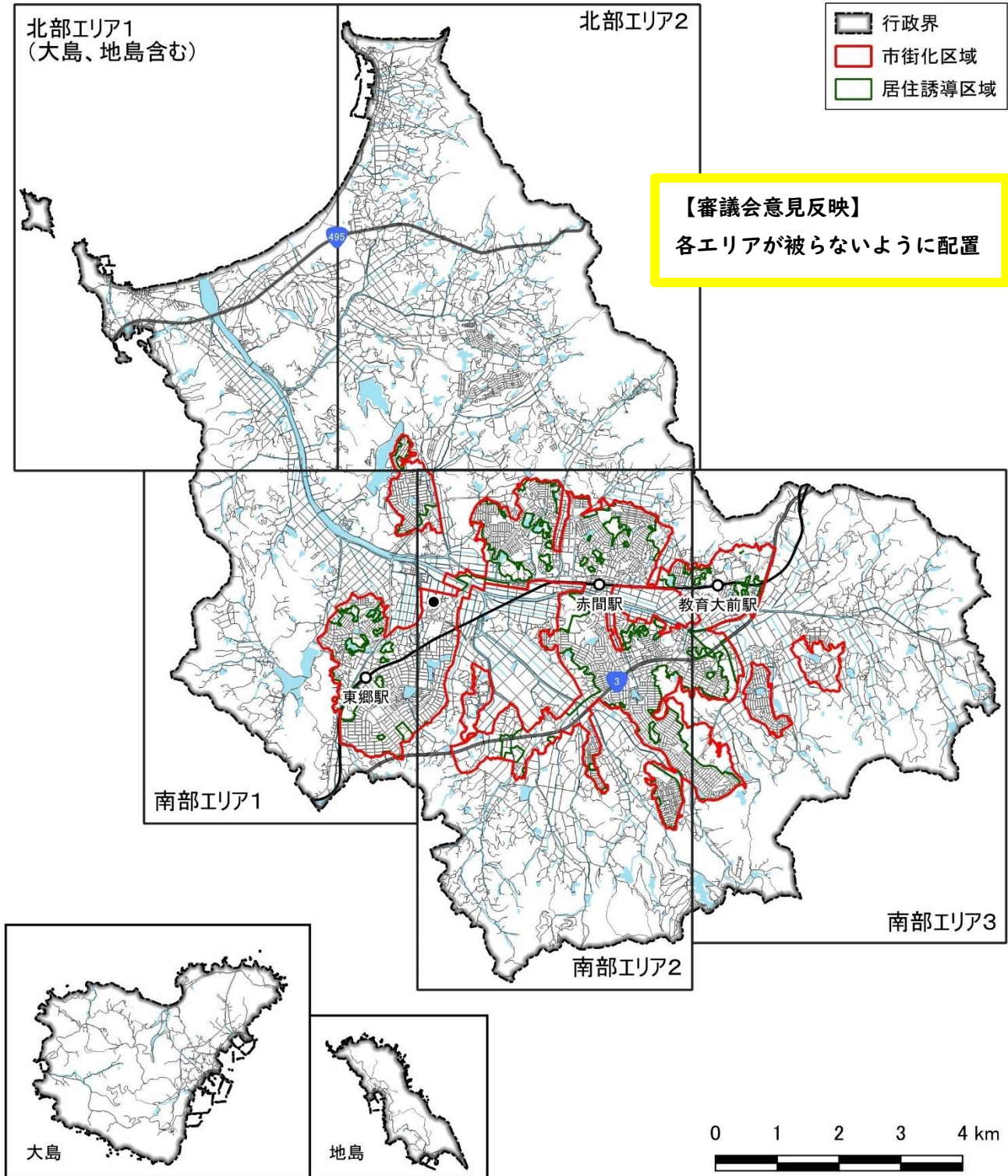
次期計画の目標値を掲げ、参考として現行計画の目標値を記載する。その際、現行計画の目標値なのか次期計画の目標値なのかわかるように注釈を記載しています。

### 【補足】

次期計画の目標値について、今回計画で見直した居住誘導区域の面積について検算しているため、数値を見直しています。

エリアごとのマイクロ分析にあたっては、市域全域を網羅するため、各指標を重ね合わせ、課題となる箇所と対応方針を整理します。

なお、宗像市は市域が広いので、市域を下図の通り **5つのエリアに区分**し、課題を確認します。




市民意見提出手続（パブリック・コメント）の実施結果について

「第3次宗像市国土利用計画（案）」について、市民意見提出手続（パブリック・コメント）を実施しました。その結果は次のとおりでしたので、報告します。

計画・条例案等の名称	第3次宗像市国土利用計画	
内容	持続可能な都市の実現に向け、土地利用の基本方針をまとめた計画	
実施期間	令和7年1月10日（金）～ 令和7年2月9日（日）	
意見提出状況	1 人	4 件
提出された意見の内容及びその回答	別紙「第3次宗像市国土利用計画（案）に関する市民意見提出手続の意見及びその回答」のとおりです。	
問合せ先	都市再生部 都市計画課 都市計画係 〒811-3492 宗像市東郷1丁目1番1号  TEL:0940-36-1484 FAX:0940-37-7005 メール:tosikei@city.munakata.lg.jp	

様式 4

第3次宗像市国土利用計画(案)に関する  
市民意見提出手続の意見及びその回答

箇所	意見	対応	回答
P14  	<p>本市で発生する冠水被害は天井川である釣川とその釣川に雨水排水する上流にあたる丘陵地を宅地造成してきたことが大きな要因の一つであると言えます。</p> <p>その教訓もありP8(2)防災・減災対策による安全・安心な都市づくり中、「災害リスクの高い地域における適切な土地利用の制限、さらには立地適正化計画との連携等により、安全な地域への居住誘導や都市機能誘導等に向けた取組を進めていく必要がある。」また、P14土地利用の基本方針の農用地については、「農業生産や洪水の調整機能、潤いのある景観形成、保水やヒートアイランドの抑制など、グリーンインフラとしての多面的な機能の発揮が期待できるため保全を原則とする。」との記載が盛り込まれているものと認識していますが、災害リスクの高い地域だけではなく、その上流域の宅地造成等についても注意が必要と考えています。</p> <p>特に既にほぼ毎年冠水被害が発生している赤間駅周辺や東郷駅周辺の土地利用を行う場合については、すでに策定済みの「雨水管理まちづくり計画」の現状を更新することにもなりますので、十分な影響性調査と分析が必要であると考えます。</p> <p>雨水に関する基準値の見直しを含め、より丁寧に対策を行うなど、計画中に記載した方がよろしいのではないのでしょうか</p>	一部修正	<p><b>【補足:会議資料1ページに該当】</b></p> <p>国土利用計画は、都市計画関連計画の上位計画として、市域全体の土地利用に関する基本的な方針を定めるものです。「宗像市雨に強いまちづくりビジョン」(以下、「雨ビジョン」という。)などの個別計画は、上位計画に基づき策定されるものであり、本計画には個別の記載はしていません。</p> <p>なお、本計画(案)の位置づけを明確にするため、<b>参考資料 P27 に計画の位置づけを付記</b>します。</p> <p>「雨ビジョン」の見直しについては、社会情勢の変化や上位計画等の大幅な見直しなどを踏まえ、必要に応じて行うこととしています。</p> <p>また、リスクの高い地域やその上流域で開発などによる土地利用を行う際には、都市計画法第33条の規定に基づき、当該開発行為において雨水流出量の調整を行います。従いまして、「雨ビジョン」で掲げる対策や基準値等に大きな影響を与えるものではなく、当該開発行為のみでの「雨ビジョン」の見直しは考えていません。</p>

<p>P18</p> <p style="text-align: center;">②</p>	<p>第2期計画と全てを比較することはできないと考えますが、利用区分ごとの規模の現状及び目標について、宅地の目標値が77ha と大幅に増加していることと、その他の目標値(公共公益施設用地、公園緑地、遊休農地など)が32.5ha と大幅に減少していることについて、そのおおよその理由は次ページに示されていますが、より具体的に説明したほうがわかりやすいのではないのでしょうか</p>	<p>一部修正</p>	<p><b>【補足:会議資料2～8ページに該当】</b></p> <p>いただいたご意見を踏まえ、特に増減幅が大きい「農用地」「宅地」、「その他」につきましては、増減要因を追記します。</p> <p>「農用地」については、参考資料 P22 の「2—2土地利用区分別の目標面積の算定方法」に近年の農用地面積の構成比を踏まえ<b>減少要因を追記</b>します。</p> <p>「宅地」については、参考資料 P24の「2—2土地利用区分別の目標面積の算定方法」に近年の人口動向や過去の土地利用転換の傾向を踏まえ<b>増加要因を追記</b>します。</p> <p>なお、「その他」※1については、主に遊休農地や雑種地などの低未利用地から宅地への転換が見込まれることから、P19(6)その他に<b>減少要因を追記</b>します。</p> <p>※1、「その他」とは、農用地、森林、水面・河川・水路、道路、宅地のいずれにも該当しない土地(公益施設用地、公園緑地、遊休農地など)を指します。</p>
<p>P19</p> <p style="text-align: center;">③</p>	<p>地域別の概要の中で例えば(5)宅地について「国道3号線沿いにおいて一定規模の新規用地を確保する観点」を増える根拠としているが、これは既に決まっていることを前提として計画を後から策定しているという事でしょうか</p>	<p>原案どおり</p>	<p>国土利用計画は、都市計画関連計画の上位計画として、市域全体の土地地用に関する基本的な方針を定めるものです。</p> <p>ご指摘の箇所は、第2次宗像市国土利用計画の方針も踏まえ、国道3号沿いは、広域交通の利便性が高く、まとまった用地を確保できる候補地として、市土の土地利用の方針に、位置付けているものです。</p> <p>従って、既に決まっている開発計画等を前提として本計画を策定しているものではありません。</p>
<p>P24 P25</p> <p style="text-align: center;">④</p>	<p>現況図と構想図については計画の方向性や、これまでの計画との方針にどのような変化(差)があるのかについて確認するための参考資料と考えられるが、非常にわかりにくいので、改善が必要ではないのでしょうか</p>	<p>一部修正</p>	<p><b>【補足:会議資料9～10ページに該当】</b></p> <p>P24「参考1 宗像市土地利用現況図」は、現状の土地利用として記載しています。「参考2 宗像市土地利用構想図」は、本計画(案)に記載している基本方針や目標、目標を達成するための土地利用構想を概念化したものです。従って、これまでの計画とどのような変化(差)があったかを示したものではありません。なお、<b>図の位置づけについて付記</b>します。</p>

市民意見提出手続（パブリック・コメント）の実施結果について

「第3次宗像市都市計画マスタープラン（案）」について、市民意見提出手続（パブリック・コメント）を実施しました。その結果は次のとおりでしたので、報告します。

計画・条例案等の名称	第3次宗像市都市計画マスタープラン	
内容	都市づくりの目標や方向性の共有、諸施設の計画に関する整備方針	
実施期間	令和7年1月10日（金）～ 令和7年2月9日（日）	
意見提出状況	1 人	6 件
提出された意見の内容及びその回答	別紙「第3次宗像市都市計画マスタープラン（案）に関する市民意見提出手続の意見及びその回答」のとおりです。	
問合せ先	都市再生部 都市計画課 都市計画係 〒811-3492 宗像市東郷1丁目1番1号  TEL:0940-36-1484 FAX:0940-37-7005 メール:tosikei@city.munakata.lg.jp	

様式 4

第3次宗像市都市計画マスタープラン(案)に関する  
市民意見提出手続の意見及びその回答

箇所	意見	対応	回答
P44	<p>人口の動向などは分かり易く書かれていると感じるが、課題分析にある強みと弱みの「弱み」を「強み」に変える具体策が見えない。</p> <p>これから対策を考えていくのか、すでにプランが出来上がっているとでは取り組み方、見方が変わってくると思います。</p>	原案どおり	<p>都市計画マスタープランでは、長期的視点に立ち、現状における課題を分析したうえで、将来像や土地利用、都市施設の方針を定めています。課題分析で示した「弱み」を克服するための対策やプランについては、まず、計画改定の視点(P48)にて5つの視点を提示しています。また、第3章以降では、土地利用・都市施設・都市環境形成の方針を述べています。</p> <p>例えば、人口であれば市街化調整区域では「無秩序な土地利用を抑制しつつ、災害リスク等を考慮したうえで、地区計画制度の活用等により、持続可能な地域づくりを目指す。」(P48)こととしており、土地利用の方針として、「地区計画や優良田園住宅建設の促進等により、自然環境及び農村環境と共生した安全で魅力ある住環境の形成を図る」(P59)とし人口に関する弱みに対応しています。</p> <p>今後、個別計画を検討する際には、都市計画マスタープランで定めた方針に基づき、「弱み」を克服できるよう取り組んでまいります。</p>
P52	<p>P52の表に「ゾーン」、「拠点・中心」、「軸」、「その他」と区分し更に名称、設定箇所、形成方針と表されていますが、それぞれの地域にも「ゾーン」や「生活拠点・中心」があると思います。絞った表現の解説(説明)を分かり易くして欲しい。</p>	原案どおり	<p>都市計画マスタープランは、都市全体の将来像を示し、都市づくりの目標を設定しています(P2)。P52に示されたゾーンや拠点・中心などは都市全体における骨格となる都市構造を表しており、都市全体の大きな枠組みを示すことを目的としています。そのため、個別の地域や地区に絞った説明はしておりません。</p>

<p>P52</p>	<p>池野地区でいえば、「生活中心」扱いで大王寺、公園通りに商業・医療機能などの施設確保を促進とありますが、本年の1月に唯一の門前薬局が撤退し、医院も3月末で閉院することです。これによって市街化調整区域にあたる、玄海地区(玄海コミセン、岬コミセン、池野コミセン)は医療機関が全て無くなり、歯科医院2カ所が残るだけです。なぜ、大王寺と公園通りのみが医療機能の確保となっているのかなどの説明が欲しい。</p>	<p>原案どおり</p>	<p>大王寺と公園通りは、「生活中心」に位置付け、市街化調整区域内ですが、まとまりをもって開発された「郊外の住宅市街地を対象に、商業・医療機能などの日常生活に必要な施設を確保」(P52)することとしています。</p> <p>一方で、玄海地区においては、池野、岬、牟田尻、深田、神湊を「地域中心」と位置付け、「生活するうえで必要最低限の機能を確保」することとしています。「生活するうえで必要最低限の機能」には、日常生活を送るうえで必要な商業機能や、医療機能も含まれます。</p> <p>従って、大王寺と公園通りのみを医療機能の確保をする中心として位置付けておりません。</p>
<p>P52</p>	<p>商業施設について。昨年は、玄海ニュータウンが店舗誘致としていた用地を断念し分譲住宅になり数件建ちました。商業施設といっても池野地区では個人商店1軒、コンビニ1軒しかありません。</p> <p>こういったことを把握したうえで危機感を感じ、「施設の確保」といった方針が出されたかなどの説明が足りないと思います。また、商業施設とは、どの位の規模なのかも知りたいところです。(示して欲しい)</p> <p>市街化調整区域にある池野地区は人口の流入が極めて厳しい状況です。進出して来る医療機関や商業施設の目途があるのか、市が率先して取り組んでくれるのかなども示して欲しい。</p> <p>隣のひかりヶ丘地区には、このような機能などの「立地促進」とありますが、狭い範囲の中で複数の医療機関、商業施設が見超えるのか。競合とかなれば厳しくなるのではないかと思います。</p>	<p>原案どおり</p>	<p>都市計画マスタープランでは、第1章の本市の商業機能を含め、様々な現況と課題を整理したうえで、将来都市構造を設定しております。本計画では「多極連携の集約型都市構造を形成する観点から多様な拠点・中心を設定」(P51)をしております。したがって、地域の特性(コミュニティ・センターが存する既存集落部や、まとまりをもった既成団地など)に応じてきめ細やかに拠点や中心を位置付けております。</p> <p>池野地区においては地域中心や生活中心を位置付けることにより、具体的な土地利用の相談や、住民主体のまちづくりの機運が高まれば、都市計画提案制度を利用した地区計画の策定や優良田園住宅制度の活用を促し土地利用の誘導を通して、持続可能な地域づくりを目指していきます。</p> <p>商業施設の規模としては、地域住民の日常生活を支える必要なサービスを提供する施設程度とし、大規模集客施設は抑制します。</p> <p>商業施設や医療機関の立地については、民間企業の経済活動であるため、最終的に需要や採算性を考慮して、事業者が判断することになります。</p>

<p>P52</p>	<p>「拠点・中心」の形成方針の「推進」、「促進」、「確保」、「維持」、「強化」などの言い回しが言葉遊びにならないようにするには、意見を募集します、しましたといった形式ではなく地域住民にとっては大切な項目も多くあるので住民説明を丁寧に行う方が良いのではないのでしょうか。</p>	<p>原案どおり</p>	<p>今回のパブリック・コメントは「宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例」に基づき、幅広く市民等の意見を反映させるために実施しております。また、都市計画マスタープラン(案)については、外部の附属機関である国土利用計画等審議会にて意見を聴いたうえで、都市計画審議会にて答申を受け本市が定めることとしています。今後はさらなる疑問等(都市計画提案制度の活用方法など)がございましたら、ルックルック講座等で必要に応じ計画内容等を説明してまいります。</p>
<p>P78</p>	<p>第5章の景観についてです。八つのエリア配慮という言葉が多く出てきますが、外国人による解体業の進出が増えています。規則・基準のハードルを高くし、自然環境を守る取り組みの姿勢が感じ取れないので具体的な取り組みが感じられるように示して欲しい。</p>	<p>原案どおり</p>	<p>景観形成については、本市が有する多様な景観資源を保全・活用し、地域特性に応じた景観形成を推進しています。このため、P78の8つエリアの景観形成方針とともに、P58では、自然・田園的空間の山林の土地利用方針として、「本市を取り囲む山林や吉田ダム周辺の山林は、水源かん養や生態系の保持、大気浄化、都市防災そして本市固有の郷土景観を形成するなど多面的な機能を有していることから、これらの機能の保全を原則」としています。</p> <p>従って、ご意見の自然豊かな環境の場における解体業を含めた全般的な土地利用については、環境保全を前提としつつ他法令を所管する関係機関と連携を図っていきたいと考えております。</p>

市民意見提出手続(パブリック・コメント)の実施結果について

「宗像市立地適正化計画(案)」について、市民意見提出手続(パブリック・コメント)を実施しました。その結果は次のとおりでしたので、報告します。

計画・条例案等の名称	宗像市立地適正化計画	
内容	都市機能を効率的に配置した住みやすいまちをつくる計画	
実施期間	令和7年1月10日(金) ~ 令和7年2月9日(日)	
意見提出状況	0 人	0 件
提出された意見の内容及びその回答	意見の提出なし	
問合せ先	都市再生部 都市計画課 都市計画係 〒811-3492 宗像市東郷1丁目1番1号  TEL:0940-36-1484 FAX:0940-37-7005 メール:tosikei@city.munakata.lg.jp	